

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年9月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700283 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700192 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 9 日の標準賞与額を 50 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

請求期間について、預金通帳により A 社から賞与が支給されていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間において、A 社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間に係る賞与明細書により、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、50 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明

である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。